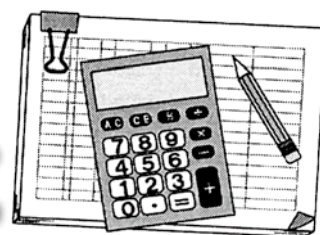


所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに



農業・不動産等の所得がある方で、収入と経費が項目別に振り分けがされていない場合は、相談日に申告をお受けすることができないことがあります。

本村に住所のない方は、住所地の申告会場または、津島会場（商工会議所）にて申告してください。

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

《確定申告の相談日程》

日 程		会 場
2月16日(木)	元 起	飛島村役場 2 階 第3会議室
17日(金)		
20日(月)	竹 之 郷	
21日(火)		
22日(水)	※地区指定なし	
23日(木)	松 之 郷	
24日(金)		
27日(月)	渚・梅 之 郷	
28日(火)		
3月 1日(水)	※地区指定なし	
2日(木)	服 岡・三 福	
3日(金)		
6日(月)	大 宝・八 島	
7日(火)		
8日(水)	※地区指定なし	
9日(木)	古 政	
10日(金)		
13日(月)	新 政・木 場	
14日(火)		
15日(水)	※地区指定なし	

2月16日(木)	商工会 青色決算指導	産業会館 1階 会議室
22日(水)		
28日(火)	商工会 確定申告書取りまとめ	

- ※1. 地区の日程でご都合の悪い場合は、別の日にお出かけください。
- 2. **2月22日(水)および、28日(火)は東海税理士会津島支部による無料税理士相談ができます。**
なお、相談時間は**午前9時30分～正午、午後1時～4時**です。
- 3. 商工会の相談は、午前9時30分～午後3時30分です。